

保 護 者 様

令和元年 6 月 3 日

大阪市立昭和中学校
校 長 森 健

風水害、地震等の非常変災時の措置について（確認）

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、非常変災時の措置規準については、平成 30 年 10 月に下記のような通知がありましたのでご確認ください。

記

- 1 臨時休業措置の規準 <午前 7 時の時点から始業時刻(午前 8 時 30 分)まで>
 - (1) 「大阪市」に「暴風(雪)警報」もしくは「特別警報」が発表された場合。
 - (2) 阿倍野区内において、河川(内水)氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令があった場合。
 - (3) 大阪市内のいずれかの地域で、震度 5 弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
 - (4) 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。
 - (5) 「他の警報発表で危険性がある」「登校時の安全が確保できない」「学校周辺に緊急事態が生じた」「学校施設に被害がある」「教育活動の実施が困難もしくは困難が生じる恐れがある」と学校長が判断した場合。
 - 2 生徒在校中に上記(1)(2)(5)に該当する災害等が発生した場合
 - ・校内にて生徒の安全確保をはかった後、校区や通学路の安全を確認できしだい、下校させます。
 - ・保護者が不在であるなど、帰宅させることにより生徒の安全の確保が難しいご家庭については、ご連絡ください。保護者が迎えに来るなど、安全が確保されるまで生徒を学校で待機させます。
 3. 生徒在校中に上記(3)(4)に該当する災害等が発生した場合
 - ・原則として生徒たちを学校に待機させます。第 1 次避難もしくは第 2 次避難で安全確保するとともに、被害状況を把握した後、生徒を帰宅させる準備をします。その際、ご提出いただいている「生徒引き渡しカード」にしたがい、引取り者に引き継ぎ下校していただきます。詳しくは 4 月配付の「災害時の生徒引き渡しカードについて」をご覧ください。
- ◎ 臨時休業等により学校給食が実施されなかった場合は、給食費の返金がありませんのでご了承ください。